

# 第2回世羅町議会定例会会議録

令和3年6月4日

第3日目

世 羅 町 議 会

## 1. 議事日程

令和3年 第2回世羅町議会定例会 (第3号)

令和3年6月4日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- |               |                                     |
|---------------|-------------------------------------|
| 第 1 発委第 1 号   | 世羅町議会会議規則の一部を改正する議会規則               |
| 第 2 報告第 2 号   | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について            |
| 第 3 報告第 3 号   | 令和2年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告<br>について   |
| 第 4 報告第 4 号   | 令和2年度世羅町上水道事業会計予算繰越計算書の報告<br>について   |
| 第 5 報告第 5 号   | 令和2年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書の<br>報告について |
| 第 6 承認第 2 号   | 専決処分の承認を求めることについて                   |
| 第 7 承認第 3 号   | 専決処分の承認を求めることについて                   |
| 第 8 承認第 4 号   | 専決処分の承認を求めることについて                   |
| 第 9 同意第 2 号   | 世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに<br>ついて    |
| 第 10 議案第 44 号 | 世羅町国民健康保険条例の一部を改正する条例               |
| 第 11 議案第 45 号 | 令和3年度世羅町一般会計補正予算 (第2号)              |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	高橋公時	2番	上羽場幸男
3番	上本剛	4番	矢山武
5番	向谷伸二	6番	田原賢司
7番	藤井照憲	8番	松尾陽子
9番	徳光義昭	10番	久保正道
11番	山田睦浩	12番	米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	奥田正和	副町長	金廣隆徳
会計課長	石ヶ坪洋史	総務課長	広山幸治
財政課長	矢崎克生	企画課長	道添毅
税務課長	藤井博美	町民課長	山口徹
子育て支援課長	和泉秀宣	健康保険課長	宮崎満香
福祉課長	釣井勇壮	産業振興課長	大原幸浩
商工観光課長	前川弘樹	建設課長	福本宏道
上下水道課長	升行真路	せらにし支所長	山崎誠
教育長	松浦ゆう子	学校教育課長	脇田啓治
社会教育課長	荻田静香		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長	黒木康範	書記	迫林威宏
囑託書記	貞光有子		

【6月4日 議案審議 3日目】

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 発委第1号 世羅町議会会議規則の一部を改正する議会規則 を  
議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○9番（徳光義昭） 議長。

○議長（米重典子） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（徳光義昭） おはようございます。

発委第1号 世羅町議会会議規則の一部を改正する議会規則

上記の議案を、別紙のとおり世羅町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和3年6月4日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者 世羅町議会議会運営委員会  
委員長 徳光 義昭

(提案理由)

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものである。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、発委第1号 世羅町議会会議規則の一部を改正する議会規則は 原案のとおり可決されました。

日程第2 報告第2号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○子育て支援課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和泉秀宣） おはようございます。報告第2号 専決処分につきましてご報告を申し上げます。議案集第1ページをお開きください。

報告第2号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月4日 提出

世羅町長 奥田正和

次ページをお開きください。

1 専決処分の内容

公用車の事故による損害について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

和解の相手方	所有者
住所	世羅町
氏名	世羅町在住 個人 でございます。

事故の概要

- (1) 事故発生年月日 令和3年2月18日午後1時55分頃
- (2) 事故の発生場所 世羅町大字伊尾 三川郵便局付近 国道432号
- (3) 事故の状況 上記現場にて、前方不注意により出会い頭に衝突したものでございます。

損害賠償の額 86,467円 でございます。

2 専決処分年月日

令和3年3月29日

以上報告をさせていただきます。

○議長（米重典子） 議会の委任による専決処分に対する報告については、これを以ってご了承願います。

以上で、報告第2号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についての報告を終わります。

日程第3 報告第3号 令和2年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） おはようございます。議案3ページをお開きください。

報告第3号

令和2年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和2年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月4日 提出

世羅町長 奥田正和

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。予算を繰越されて繰越額が予算額に比べて減っておる何点かについて経緯というか、理由について、翌年度へ繰越を予定していたが、年度内に完成したとかいうことなら特に問題はないんですが、そこら辺簡単に。保健衛生費の中のワクチン接種体制確保事業についてはどのように考えておられるか。予算が必要なくなったという場合もあるかと思うんですが。

次に林業費もかなり予算に対して1億6000万ですか、1億円、1600ですか。1100万の減ですかね。

それから一番最後の災害復旧について4000万、3000万ですか、減に、300万か、なっとるようですが、これらについてお尋ねします。

それと特定財源について変更に伴って、全部がそういうことにはならんのかもしれませんが、事業が減って、新たな事業はできんのんでしょうが、返すということに仮になるとすればですね、そこら辺はどのような処理になるのか、合わせてお尋ねします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） それでは私からは個別のところはまた担当課にお任せしますが、総合的なところで、まず金額、それから翌年度繰越額につきまして、差が出ている、翌年度繰越額のほうが少ない部分につきましての説明、それから特定財源の件についてお答えいたします。

まず金額、それから翌年度繰越額につきましてですが、金額につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、令和2年度中の定例会等におきまして繰越明許費の限度額を提出し、お認めいただいたものでございます。12月なり、3月補正等ですね、それぞれ限度額を設定いたしました。あくまでこれはその時点での予算の最大としてこれくらいになるだろうという見込みで限度額を定めておりますので、その後の事業の進捗具合なり、定めたあとの事業の変更等によりましてですね、翌年度繰越額のほうが少なくなっているというものでございます。もちろん、入札等ですね、事業費がある程度確定したということで減少している部分もでございます。

それから特定財源の件でございますが、既収入特定財源、それから未収入特定財源という区分に分かれております。既収入特定財源につきましては、表中ですね、小規模崩壊地復旧事業に130万あまりの金額を掲載しておりますが、これは2年度中にこの特定財源の収入もいただいておりまして、それを3年度に繰越して、繰越事業に充当するというものでございます。

それから未収入特定財源につきましては事業完了なりのタイミングで国費、県費、それから起債等ですね、の財源を収入していきます。ですから今時点ではまだ、令和2年度中はもちろんですが、今時点で収入していないものになります。ですから矢山議員のほうからご質問いただきましたが、これだけ財源を組んどってもですね、返さないけんのんじゃないかというようなお話しをいただきましたが、これから入ってくるものになります。事業費がおおよそ確定して、あらゆる特定財源が収入されますので、返すということはですね、ほぼないかと思われれます。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは減額になった理由につきましてお答え



いたします。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては当初 16 歳以上を対象に接種券の印刷、発送業務の予算を計上しておりました。事業実施方法の途中からの変更により、65 歳以上を対象に印刷と発送を変更したことにより減額となったものでございます。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。6 款農林水産業費、2 項林業費、この事業の小規模崩壊地復旧事業でございますが、これにつきましては、俗に言う、背戸山、家の裏が壊れたものを復旧するものでございます。年度内において入札を行いましたので、年度内決算分が発生したため繰越し分が減ったというものでございます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは 11 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費事業、2 年公共土木施設災害復旧事業が 309 万 7000 円減額となったものでございますが、こちらにつきましても年度内に入札を行いまして、入札の差、こういったものが発生したことにより減額したものでございます。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 入札等によって減額になれば、それに伴う財源も事業費によって来るわけでしょうから、特に財政的に大きな変更はないというように思うんですが、その事業内容が変わって、そのことによって減るといのはわかりますが、具体的な補助事業等と、また交付金等は取扱いが違うんですが、そこら辺はやっぱりそれぞれの特定財源が有効に使われるということと、当然、基本は年度内に事業を完成をしていくというのが基本なわけなんで繰越しして、あとはそれで終わりだということになるんかもしれませんが、その点の執行についてはですね、きちんと執行していただきたいという思いで、特に最近、こうした繰越しの関係が予算が確定する時期が遅いということもあるんかもしれませんが、多い傾向にあるわけなんで、こうした点も実際の努力だけではできない点も多いんかもしれませんが、考えて執行をしていただくということ

は必要ではないかと思うんですが、この点についてお尋ねいたします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 矢山議員からの質疑にお答えをさせていただきます。こちらの繰越計算書に記載をさせていただいております各種繰越事業につきましては、繰越明許費予算を提案させていただく際にそれぞれの理由につきましても申し述べさせていただいたところでもございますが、国・県事業の前倒しの執行によるもの、また年度途中から事業開始、その継続のために繰越しをするもの。そしてこのコロナ禍の中で専門技術者等の派遣が非常に困難で不測の時間を要するもの。加えて大きい事業、こちらの情報通信基盤整備事業、これたいへん大きい事業でございますけれども、年度をまたいで途切れなく速やかに事業を継続していくものがあるところがございます。ご指摘いただきますように、繰越処理はやむを得なく行っていくものでありまして、単年度完了の原則によって安易に取り計るものではないというところは承知をしておるところでございます。通年事業と同様に繰越事業でありましても早期に完了するように努めてまいりますと共に、補助金、交付金を有効に扱ってまいりますように、引き続き取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号 令和2年度世羅町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について を終わります。

日程第4 報告第4号 令和2年度世羅町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） おはようございます。それでは議案5ページを

お聞きください。

#### 報告第4号

令和2年度世羅町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和2年度世羅町上水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

令和3年6月4日 提出

世羅町長 奥田正和

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります 質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号 令和2年度世羅町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について を終わります。

日程第5 報告第5号 令和2年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について を議題といたします。提出者から報告を求めます。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） 議案7ページをお聞きください。

#### 報告第5号

令和2年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和2年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

令和3年6月4日 提出

世羅町長 奥田正和

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号 令和2年度世羅町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について を終わります。

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○税務課長(藤井博美) 議長。

○議長(米重典子) 税務課長。

○税務課長(藤井博美) おはようございます。議案9ページをお開きください。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求める。

令和3年6月4日 提出

世羅町長 奥田正和

次ページをお開きください。

専決処分第4号

専決処分書

世羅町税条例等の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

世羅町長 奥 田 正 和

次ページをお開きください。

専決処分第 4 号につきましては、10 ページ 11 ページに記載しております。

#### 1 専決処分の内容でございます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）が令和 3 年 3 月 31 日に公布されました。これに伴いまして世羅町税条例等の一部改正が必要となりました。改正の主な内容については、次の 4 点でございます。

町民税に関するもの、固定資産税に関するもの、軽自動車税に関するもの、令和 2 年改正条例に関するものでございます。

この改正が令和 3 年 3 月 31 日に公布されたので、世羅町税条例等の一部改正を行う必要があったが、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分することとしたものである。

#### 2 専決処分年月日

令和 3 年 3 月 31 日

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

したがって、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

日程第 7 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 議案 18 ページをお開きください。

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、町議会の承認を求める。

令和 3 年 6 月 4 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

専決処分第 5 号

専 決 処 分 書

世羅町国民健康保険税条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

世羅町長 奥 田 正 和

1 専決処分の内容でございます。

国において新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険

者等に係る国民健康保険税（以下「保険税」という。）について、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある令和3年度分の保険税の減免を行った場合の取扱が示されました。これに伴いまして世羅町国民健康保険税条例の一部改正が必要となりました。

新型コロナウイルス感染症支援策として、新型コロナウイルス感染症に感染し、世帯の主たる生計維持者が亡くなられた場合、また新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した場合等について、令和元年度及び令和2年度分の国民健康保険税の減免について特例措置を行いました。今回の条例改正では、特例措置の期間を令和3年度末まで継続するとともに、規定の整備を行うものでございます。また、12ページの本則第23条及び附則第2の6、附則第14項は、改正にあわせて規定の整備を行うものでございます。

21ページに改正条例を載せております。改正の内容について概要をご説明申し上げます。恐れ入りますが、別冊 条例等改正新旧対照表の12ページ、13ページをご参照いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症支援策として、新型コロナウイルス感染症に感染し、世帯の主たる生計維持者が亡くなられた場合、また新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した場合等について、令和元年度及び令和2年度分の国民健康保険税の減免について特例措置を行いました。今回の条例改正では、特例措置の期間を令和3年度末まで継続するとともに、規定の整備を行うものでございます。また、12ページの本則第23条及び附則第2の6、附則第14項は、改正にあわせて規定の整備を行うものでございます。

13ページの附則第15項をご覧ください。新型コロナウイルス感染症に関する令和3年度分の国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例を定める改正を行うものでございます。

条文中、2段目の国保税条例第26条は国民健康保険税減免の規定でございます。現行の規定では納期限の7日前までに減免の申請を行うことになっております。

新型コロナウイルス感染症対策の減免につきましては、令和4年3月31日までを適用とするため、申請書の提出年月日の特例を設け、町長の指定する日とするものです。

議案 20 ページへお戻りください。

世羅町国民健康保険税条例の一部改正を行う必要があったが、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分することとしたものであります。

2 専決処分年月日 令和 3 年 3 月 31 日 以上でございます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 延長するということかと思いますが、ここで対象になる人、一定の蔓延防止のための処置の影響により何項に掲げるものに該当するものであって云々となっておりますが、これまで対象者がどのようなになっているのか。実際にかなり多くの方がコロナに直接かからなくても仕事とか、これまで勤めておったところが休んでくれというような形になって急激に所得が下がるというような状況も発生しとるんじゃないかというように思うんですが、これらについてここで述べられている該当するというのがどのような状況の場合に該当するのか。それから町長の指定する日、これまで減免を受けるのには納期限前でないと、期限を過ぎたものは受け付けないという状況だったと。7 日前というのは十分理解してなかったんですが、そういうことになると、多少、多少言うたらおかしいですけど、一定期間はあれしても、年度を過ぎても大丈夫だということにはならんんじゃないかと思うんですが、そこら辺の考えはどのように運用されるのか、お尋ねいたします。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） お答えします。先ほどの条文でもございましたが、世帯主の方が亡くなられたり、コロナウイルス感染症によりお亡くなりになったり、収入が 3 割程度減った場合に該当するものでございますが、令和元年度で該当が 20 件の 69 万 2300 円、令和 2 年度におきましては 28 件、468 万 5400 円という減免の該当がっておりますが、令和 2 年度のものにつきましては、3 年度になっての申請も認めているところでございます。



▼【矢山議員：「期限はどうなんですか?提出期限は?」】

○税務課長（藤井博美） （挙手）

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 町長の定める日としておりますので、通常は年度末までということですが、少し過ぎたものにつきましても認めていただけるものは減免をしていくという考えでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はございませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案22ページをお開きください。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の

とおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求める。

令和3年6月4日 提出

世羅町長 奥田正和

次ページをご覧ください。

専決処分第6号

専決処分書

令和3年度世羅町一般会計補正予算（第1号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年4月12日

世羅町長 奥田正和

次ページをお開きください。

1 専決処分の内容でございます。

令和3年度世羅町一般会計予算について、歳入歳出それぞれ8,884千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,065,884千円としたものでございます。

歳入は、国庫支出金8,884千円を増額し、歳出は、民生費8,884千円を増額したものでございます。

令和3年3月23日に閣議決定された低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のうち、ひとり親世帯分については早期に支給する必要がある、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分することとしたものでございます。

2 専決処分年月日

令和3年4月12日 でございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。この前の全協で説明いただいておりますんかもしれませんが、給付の日にちというか、手続き、支給作業はどのように進めていこうと、ここでは早期に支給するために暇がないということなんです。その点ともうひとつは、この対象子育て世帯支給生活支援特別給付金ですね、これとこのあと補正が出されるんかもしれませんが、大体同じじゃなかったかもしれませんが、同じような考え方に基づく支給だというように思うんで、低所得の方の子育てに対して行うんでということになると、条件的にはひとり親がより厳しいというのはわかりますが、そこらの考え方等について、これが世羅町の場合、対象の人数だろうというように思うわけですが、所得によって金額も変わっておったと思うんですが、そこら辺の、どういうんですか、845万円、概算というか、おおよそでいいんですが、件数とか内容についてお尋ねします。

○子育て支援課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和泉秀宣） それでは矢山議員からご質疑がありました2点についてお答えをさせていただきます。

まず本事業の給付の手続き、スケジュールについてのご質疑が1点目であったと思います。その前にこの事業につきまして、先ほど議員からありましたように先般の全員協議会のほうでご説明をさせていただいておりますが、再度概要について少し触れさせていただきたいと思います。

この子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点という、そういう趣旨により、事業が設けられているものでございます。この子育て世帯の特別給付金でございますが、事業区分が、先ほど議員も申されましたように、ひとり親世帯分と、それからひとり親世帯以外に区分されておりました、このたび専決処分をさせていただいたものにつきましてはひとり親世帯の方を対象とする給付金というふうになっております。

したがってこのひとり親世帯に該当される方の対象者につきましては、

令和3年4月分の児童扶養手当、これはひとり親の世帯で所得等により支給される手当でございますが、この4月分の児童扶養手当を受給されている方、この方は申請不要で支給を行うというもので、それとは別に申請が必要な方として、公的年金の受給により令和3年4月の児童扶養手当の支給を受けていない方、これは児童扶養手当につきましては全額支給と、それから一部支給というものがございまして、そういったものを、その支給を受けてない、他に公的年金を受給されておりまして、供給調整規定というものがございまして、重複して支給を受けられないという、そういう制度の中身になっておりますので、そういうことにより児童扶養手当を全く受給されていない方が申請により、受給される対象者となります。

さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計急変等により収入が児童扶養手当を受給されている方と同じ水準になっている方、この先ほど申し上げましたものと、方と含めまして2つに該当される方が申請をされれば、支給の対象となってくるというものでございます。

ご質問のスケジュール等でございますが、まず先ほどの4月分の児童扶養手当を受給されている方につきましては、5月11日に、5月分の児童扶養手当、これは3月、4月分の児童扶養手当の支給日となっておりますが、5月支給の支給日に合わせて、既に支給をさせていただいたところでございます。これにつきましては、134人分の670万円を5月11日に申請不要で支給をいたしているところでございます。

続きまして、先ほど申し上げました申請が必要な方の給付につきましては、現在の児童手当の現況届を行っております。6月中に行っております。合わせまして8月には児童扶養手当の現況届という現況届を行っていただく必要がございますので、そういった機会を利用いたしまして周知啓発を行っていきたいと考えてます。合わせまして現在、町広報、またホームページ等でそういった方に対する周知を行っているものでございます。以上が1点目のスケジュールに関する答弁とさせていただきます。

続きまして、ひとり親世帯、先ほど申し上げました事業区分の、この2つの事業区分があると申し上げましたが、この目的等についてでございますが、先ほど申し上げましたように、低所得の子育て世帯を対象として支給されるとい

うことで、ひとり親世帯につきましては、先ほど申しあげました児童扶養手当、ひとり親の方に支給される手当でございますが、そういった方に対して支給、それからこのあと、補正予算でご提案申しあげる予定でございますが、ひとり親世帯以外分につきましては、児童手当を受給されている世帯と特別児童扶養手当を受給されている世帯のうち、住民税の均等割り部分が非課税である方という方が条件として付与されているところでございます。

したがいまして、この6月に前年の所得が確定いたしまして、課税・非課税の状況が確認されるというふうなことになりますので、今後そういった課税状況等を確認する中で、支給の手続きを行ってまいりたいというふうに考えております。また未申告の方も中にはいらっしゃるというふうなことも想定されますが、そういった方につきましても、申告等をしていただく中で、現況届等の手続きの中で、申告等をお願いする中で、所得等の確定をしていただいて、対象になるということであれば、また申請をしていただく中で支給の事務を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 大体詳しく説明いただいたんですが、134人言うちゃった、ちょっと十分にメモしてないんですが。全体的に金額が違うんで正確な人数はいいんですが、その申請によって支給するというのがほとんど済んだんかもしれませんが、そこら辺の予算ですね、845ですか。どのような支給状況になっておるんでしょうか。現在。

○子育て支援課長（和泉秀宣） （挙手）

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和泉秀宣） それでは現在の支給状況でございますが、先ほど申しあげました5月11日に申請不要で支給をさせていただきました方につきましては、134名分の670万円を支給をさせていただいております、国が実はこの支給対象の人数につきましては、国が昨年実施をいたしました給付金の実績等を基に、それぞれ自治体ごとに支給対象者を算出をいたしまして、人数を内示しているところでございまして、世羅町におきましては845万円、169名分の事業費として給付事業費が内示されておりますので、169名から134

名を差し引きました 35 人分が申請が必要となってくるというふうなことを国としては見込んで内示をしているところでございます。

しかしながら先ほど申し上げましたように、家庭急変という、そういった今般の事情等もございますので、そういった方が増えてくるというふうな、そういった状況があった場合には、当然、国のほうに対しても金額の増額というふうなものを変更として手続きをする中で速やかに支給の事務を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

したがって、承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

ここで休憩いたします。再開は 10 時 30 分といたします。

休 憩 10 時 15 分

再 開 10 時 30 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 9 同意第 2 号 「世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。議案の 25 ページをお開きください。

同意第 2 号

世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の者を世羅町農業委員会委員に任命することについて、町議会の同意を求める。

令和 3 年 6 月 4 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

氏 名	日南田 貴美（ひなだ きみ）
生年月日	昭和 35 年
住 所	世羅町大字黒淵
任 期	令和 3 年 7 月 1 日から令和 5 年 7 月 19 日まで

提案理由でございます。

令和 3 年 3 月 31 日付けで世羅町農業委員会委員 1 名の辞任が承認されたことに伴い、世羅町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

先ほど申し上げましたように同意第 2 号の議案についての提案理由、説明申し上げます。

令和 3 年 3 月 31 日付けで世羅町農業委員会委員 1 名の方が辞任を承認されました。新たに 1 名の方を委員に任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定で新たに日南田 貴美さんを委員に任命いたしたく議会の同意を求めます。

日南田さんは、黒淵にお住まいでございます。平成 23 年に横浜から U ターンをされ、平成 25 年に農事組合法人黒淵で就農されました。その後、令和 2 年に理事として就任し、ご活躍されております。豊富な知識と経験を有され、人格、識見ともにすぐれた方で世羅町農業委員会委員として適任であると確信してございます。よろしくご審議の上、適切なるご議決を賜りますよう、よろ

しくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は 11 名であります。（議長は除く）

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申し上げます。記載の方法は、本案に同意と思われる方は「賛成」と、同意しないと思われる方は「反対」と記載願います。

投票用紙の「配付もれ」はありませんか。

（「なしの声」あり）

「配付もれ無し」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

「異常なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が「議席番号と氏名」を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点呼）

1 番 高橋 公時 議員 2 番 上羽場 幸男 議員 3 番 上本 剛 議員

4 番 矢山 武 議員 5 番 向谷 伸二 議員 6 番 田原 賢司 議員

7 番 藤井 照憲 議員 8 番 松尾 陽子 議員 9 番 徳光 義昭 議員

10 番 久保 正道 議員 11 番 山田 睦浩 議員

以上でございます。

（点呼順に投票）

○議長（米重典子） 「投票もれ」はありませんか。



(「なしの声」あり)

「投票もれなし」と認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 11 番 山田睦浩議員  
1 番 高橋公時議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(開 票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 1 1 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち

賛 成 1 1 票

反 対 0 票

以上のおり 賛成 が 多数です。

したがって、同意第 2 号 「世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求め  
ることについて」 は、同意することに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

日程第 10 議案第 44 号 世羅町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 議案集 26 ページをお開きください。

議案第 44 号 世羅町国民健康保険条例の一部を改正する条例

世羅町国民健康保険条例（平成 16 年世羅町条例第 101 号）の一部を改正する  
条例を別紙のとおり提出する。

令和3年6月4日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

傷病手当金支給の根拠となる新型コロナウイルス感染症に関する定義が変更されたことに伴い、世羅町国民健康保険条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4番(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

○4番(矢山 武) 4番。インフルエンザ、新型インフルエンザ等対策特別措置法というような形で最初があったんだという、ちょっと正確に記憶してないんですが。そういう中で名称が変わって云々というように課長は言われたんですが、なかなか新規の陽性者は減少傾向にはあるんかというように思いますが、収束が見込めないという状況の中でこうした改正については問題はないと思うんですが、十分な対応が必要であるという点から傷病手当の支給の根拠は変わらないということですが、現状はどのように支給をされておるんか、されてないのか。どのような考えを、現状をお尋ねします。

○健康保険課長(宮崎満香) 議長。

○議長(米重典子) 健康保険課長。

○健康保険課長(宮崎満香) お答えいたします。この傷病手当金、対象期間は、令和2年1月1日から、先日規則の改正を行いまして令和3年6月末まで延長をしております。この申請につきましては現在まで申請はございません。またこれに関する相談等も現在のところございません。

○議長(米重典子) ほかに質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

従って、議案第 44 号 世羅町国民健康保険条例の一部を改正する条例 は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 45 号 令和 3 年度 世羅町一般会計 補正予算 (第 2 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長 (矢崎克生) 議長。

○議長 (米重典子) 財政課長。

○財政課長 (矢崎克生) 議案 28 ページをお開きください。

議案第 45 号 令和 3 年度世羅町一般会計補正予算 (第 2 号)

令和 3 年度世羅町一般会計補正予算 (第 2 号) を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 4 日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 91,203 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 11,157,087 千円とするものでございます。

歳入は、国庫支出金 60,060 千円、県支出金 31,170 千円を増額し、諸収入 27 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 3,010 千円、民生費 12,165 千円、衛生費 5,317 千円、農林水産業費 1,271 千円、商工費 73,821 千円を増額し、消防費 2,386 千円、教育費 1,621 千円、予備費 374 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長 (米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） それでは12ページ 総務管理費 移住定住促進費の報酬、会計年度任用職員の増額とですね、同じく12ページの戸籍住民基本台帳の中の通信運搬費の増額、これは国庫補助金充てられて、今後、個人番号の展開を図られるんだと思うんですが、この内容について教えていただきたいのですね、同じく会計年度任用職員の増額のところで、社会教育費のほうも増額になっておるかと思います。この増額理由を教えてください。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは私のほうから12ページ 移住定住促進費の会計年度任用職員143万2000円の説明をさせていただきます。

この4月1日に組織再編が実施をされました。企画課におきましては、情報係の設置、それから自治振興係と定住支援係の地域支援係への統合のこの2つが実施されたところでございます。係の統合によりまして、組織体制に変更が生じました。令和2年度2つの係の合わせてになりますけれども、職員5人、会計年度任用職員1人という体制であったものが4月1日地域支援係になりまして、職員3人、会計年度任用職員1人ということで、2人減という状況になっております。これを受けまして企画課全体です、業務配分の見直し等実施しておりますけれども、この移住定住関連業務につきましては、令和2年度担当者が業務にあたっておった多くをですね、現在、係長が担わざるを得ないという、こういう状況になっております。

加えて2つの係が1つになったということで係長の守備範囲も広がっていると。こういったことから業務負担の軽減、そして業務の円滑な執行、これを図るべくですね、会計年度任用職員1人配置に係る予算のご提案をさせていただくものでございます。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） それでは私のほうから12ページ 戸籍住民基本台帳費の役務費、通信運搬費につきまして説明させていただきます。こちら、マ

イナンバーカードの交付に伴います、取りに来ていただきます送付案内の通知を発送しております。こちらの費用でございます。当初では月約 100 件強の 120 から 130 程度見込んでおりましたが、昨日一般質問でも少し触れたところでございますが、月 400 件程度の交付になっております。それに伴いまして案内のほうも、それ以上の案内を出しているというところでございます。そういった増加が見込まれるところから通信運搬費の予算増を要求させていただくものでございます。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） お答えいたします。18 ページ記載の社会教育総務費の会計年度任用職員でございますが、この 4 月の組織改編によりまして、せらにシタウンセンターに常駐の職員が 1 名という体制になっております。

合わせまして社会教育課の職員が 2 名が兼務辞令ということで現在、運営をしているところでございますが、町民ギャラリーの運営等もございまして、事務所を空けるということが非常にむずかしい状況の中で、せら文化センターにいます社会教育課の職員の応援だけではそこをまかなうことが非常にむずかしいということがございますので、会計年度任用職員の方に来ていただきまして、対応をさせていただきたいということで計上させていただいているものでございます。

○6 番（田原賢司） 議長。

○議長（米重典子） 6 番 田原賢司議員。

○6 番（田原賢司） この金額では恐らく短時間勤務ではないかと思われるんですが、先ほどからの説明ですと、業務の円滑化とか、タウンセンターの運営についての職員の代替的な要素を考えたときには、限りなくフルタイムではなかろうかと思われるんですが、そちらとの整合性といいますか、かなり無理があるのではないかと思うんですが、その点のところお願いします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。そういった部分というものも確かにございますけれども、そこにつきましては、やはり係、あるいは課の連

携、職員連携の中ですね、乗り越えていく。そうした協力関係の中ですね、適切に業務を執行してまいりたい、そのように考えております。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） お答えいたします。おっしゃるとおり、たいへん厳しい状況もございますが、兼務辞令が出ているものもございますし、出していない職員も含めまして、社会教育課全体として協力し合いながら補完をしていっておるところでございます。

○6番（田原賢司） 議長。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 会計年度のところにつきましては、わかりましたが、3月の答弁でもあったと思うんですが、正規職員の確保と合わせながら共に取り組んでいただきたいと思います。

それとですね、先ほど個人番号通知、最終的に月400件からいうたら、見込みですね、最終的な見込数と今年度の交付率、どの程度になるかというのをですね、教えていただければと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 6番田原議員からのご質疑にお答えをさせていただきます。先ほど来より企画課、社会教育課、そして会計年度任用職員の部分について質疑をいただいたところでございます。私からはこの今の状況につきまして答弁をさせていただきます。この間、令和2年度、令和3年3月からこの令和3年の4月を迎えるにあたりまして、予期せぬ退職者の増ということもございました。3名少ない体制で今、業務を行っているところでもございます。

ご指摘いただきますように、現在の正職員で適正な配置を求めながら全業務を円滑に行っていくことが理想ではございます。反面、コロナワクチンの接種の事務であり、また大きな事業を進捗をさせていただく、最重点、最優先というよりもそのすべてを今、取り組まなければならないという状況になっておる局面もございます。マンパワー全体でみましたら現在不足をしておるという状

況でもございまして、事業の進捗を行っていく上でやむを得ず、このマンパワーの増強について提案をさせていただくにいったところでございます。

正規職員もまた会計年度任用職員も含めて全体の定数の管理は重要になってくるというところは令和3年度の当初予算編成審議をいただく中でもご指摘をいただいたところでございます。現在のこの業務のピークと言いますか、急場を乗り越えていく体制をまずは整えさせていただきたいということで提案をさせていただいているところでございます。ご指摘いただきますように、正規職員の募集、また令和4年度に、それ以降にもつながってまいります人員体制の整備につきましては、引き続きこういった状況ではございますけれども、広く周知をさせていただきながら採用、適正な人員確保に努めてまいりたいと存じております。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） それでは町民課のほうからお答えいたします。マイナンバーの今年度の見込みでございますが、昨日答弁の中で現状といたしまして約4,000の方が取得いただいているということで、先ほど月約300件程度見込むということで予算を計上させていただいております。これでいきますと、約6,000から7,000の方がですね、取得していただけるということになりますと、年度の終わりには40%近くはいくのではないかとというふうに考えております。

ただし見込みがですね、このまま横ばいか増加、もしくは減少になるかが、つかめてないところでもございます。急激にちょっと増えておりますので、また下がってくればですね、そこまでいかないということもあるかと思えます。

ただしやはりこれを皆さんに取得をしていただく必要があるものでございますので、周知を図りながらですね、それが50%超えるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 何点かお尋ねしたいと思うんですが、最初にコロナ対策

で頑張る中小事業者応援事業、

○議長（米重典子） 矢山議員、すいません、ページ数をお願いします。

○4番（矢山 武） 16ページ、それとその下にあります観光業緊急支援事業、どのようなお考えなのか。こうした対策も今の状況で必要であると思われるんですが、長期に、短期的なら一時金的なものでそれで終わりですが、長期になると頑張ろうにも頑張れんような状況になる例もあるんじゃないかと思うんでね、そこら辺は全部がきちっと対応はできないにしてもですね、できるだけそうしたこと、政府はどういうんですか、持続化給付金は出さん、国民全体には出しませんというような型で、企業が倒産するのはやむを得んというような基本的な考え方を持っておるんじゃないかと思うんですよ。そうすると、一方からみればね、淘汰されて強いもんだけが残ったということになるかと思いますが、地域の経済はそういうことで発展はせん思うんです。どんどん自由化すれば発展するという発想と考え方は一緒なんですよね。

ですからこれまでも繰り返し言っているように、厳しい状況の中で全部に対応はできんのにしても、引き続き厳しい中で頑張っていただけのような対応を、目に見えたような形ではできんかもしれませんが、する必要はあるし、農業の問題では一般質問でも言いましたが、このままの状態が続けばたいへんな状況に私はなるというように思います。そうした点についてどのように対応されようとしておるのか。

それからもう1点は、その前になりますか、14ページでワクチン接種コールセンター運営負担金260万というのもあるようですが、非常に接種が遅れる傾向にあるんじゃないかと。福山のほうへというのも再三報道されておるようですが、ここらも一般質問でも申し上げたんですが、やはりお年寄りの人がね、1日でも早くワクチンを必ずかからないということにはならんのかと思いますが、非常に緊急の課題だと思うんですが、この取り組みも強める必要があるんじゃないかと思うんですが。それと、

○議長（米重典子） 矢山議員、恐れ入りますが、今、補正予算のワクチン接種コールセンター運営負担金についての質疑ということでよろしいでしょうか。

○4番（矢山 武） その上のほうの感染症予防対策事業、どこに該当するか



知りませんが、わかりませんが、やっぱり会計年度任用職員を126万円で雇えば予防ができるというものでは、そりゃ、必要なけえ、雇われるのはいい思うんですがね。不十分ではないかということでお尋ねをしております。

以上2点ですかね、いや、専決処分の中でお尋ねしたんでごく簡単でいいんですが、子育て世帯生活支援特別給付金について人数、支給等について簡単にお尋ねします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。16ページの頑張る中小事業者応援事業とその下にあります観光業支援事業について、中身についてまずご説明申し上げます。

この世羅町頑張る中小事業者応援事業につきましてはコロナの第3波、昨年の暮れから感染が急拡大しまして、広島県が新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策というのを12月12日から2回ほど延長されましたが、2月21日まで行われたところでございます。そのことによりまして外出の機会が削減、要請等によって影響があった事業者様についてご支援申し上げる事業としております。これまで県が実施しました飲食業応援事業でありますとか、町が3月に補正でお認めていただきました交通とか、旅館とか、そういったものを支援をさせていただいたものを除く、全中小事業者様に対しまして、要は12月から2月までのいずれかの月で、前年同月比30%以上減少、かつ10万円以上減少したものについて、1件あたり最大30万円をご支援申し上げるところでございます。この2分の1は広島県の補助事業を活用しまして、残り2分の1は国費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとしております。

次に観光業緊急支援事業でございますけれども、この春、拡大花めぐりせらめぐり事業行いましたけれども、その第2弾としまして、夏、秋向けの事業として考えてございます。プレミアム率2,000のチケットを5,000部と製作費、1100万円の予算を挙げさせていただいております。まずは、長期的な支援についてでございますけれども、今後、県とか国の事業をみる中でどういった支援が必要かということは適宜考えていく、検討していくこととしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○子育て支援課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和泉秀宣） それでは私から子育て世帯生活支援特別給付金ひとり親世帯以外分の見込み人数についてのご質疑がございましたので、ご回答させていただきたいと思います。これも国が見込数を示しているものでございまして、227名分の示された人数に対しまして5万円を乗じた1135万円となっているものでございます。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。14ページのコロナワクチンの接種にかかる補正全体のことに関するご質問だったと捉えておりますが、まず全体的に今回補正させていただいた大きなものとしましてはワクチン接種のコールセンター運営負担金、こちらが当初、県への委託料として計上いたしておりました。

今回、委託から負担金、各市町から負担をする形に変更しておりますので、委託料から組替えをさせていただいております。その点、委託料が減額となっておりますが、この委託料の中には、このほかにファイザー社製ワクチンの取り扱い、かなり管理・保管が厳しい条件が整っております。この対応していただくのに、公立世羅中央病院に超低温冷凍庫を配置していただき、ワクチンの保管・管理・分配などをすべて委託をしております。この委託料を含めまして、さらに高齢者施設入所者に対しまして、医療機関から施設のほうに出向き接種をさせていただいております。この業務を各医療機関のほうに委託をしておりますのでその委託料を計上させていただいております。全体的に不十分ではないかという議員、ご意見ございます。確かに今回会計年度任用職員1名と時間給1名、補正予算で計上させていただいておりますが、できる範囲での職員全体で取り組んでいるところではございますが、今後も国や県の動き、日々変わっております。その状況を見ながら今後も調整してまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 私のほうから2点お伺いします。先ほど矢山議員からもありました頑張る中小事業者応援事業の中の中身の部分で確か10万円からという感じで最大が30万と全協のほうでも説明受けたと思いますけれども、30%落ち込んだ事業者に対して、もしくは10万円以上落ちた事業者に対してという中身の説明受けたところでございますが、今回こういう名前ついておりますけれども、大きく言えば、国が示した持続化給付金のちっちゃいような形の内容の制度である。1回こっきりではありますけれども、こういった支援策だと。昨日私も一般質問で、大きなPay Pay支援策に対しては批判をさせていただいたところがございますけれども、今回この支援策については妥当な支援策だと期待しておるところでございますが、その細かいところが1点。10万円から30万円、これは事業者の売り上げ減に関して10万円もらえる方、20万円の方、30万円の方という分けがあるのか、その詳細部分をお伺いしたいと思います。

もうひとつが教育委員会のほうでひとつ、学校、18ページでございます。これ私も議員になる前に携わらせていただいたこともありますが、世羅町中学校海外研修の補助金が昨年度に引き続き今年度もやむなく断念ということで非常に残念ではあります。致し方のないことだと思います。これももう結構歴史がありまして、教育長がたぶん行かれたのも2年前か、台風の中でしたかね。これを皮切りにちょっとコロナがはじまって、今、2年頓挫しておると。この国際的な交流というのはたいへんすばらしいものだと思っております。現地のニューバレーの校長先生が確かその地区の教育長さんに就任されたということも伺っておりますので、更なる結び付き、こういったものもしていただいて、今度コロナウイルスが収束した後、次年度に向けてはまたこうした予算を組まれることがあるのか。やはり今まで築いてきた貴重なこうした姉妹校だと思いますので、残念だとは思いますが、そういった現地とのつながりが今でもきちっと取れておるのか、その点もお伺いさせていただきたいと思えます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。頑張る中小事業者応援事業についてでございます。この事業につきましては売上が前年同月比 30%かつ 10 万円以上ということでございますが、事業者様におかれましては全事業者ということなので、さまざまな業態があろうかと思えます。その中で小規模の事業者様におかれましては、10 万円から 30 万円の中でご支援するパターンもあろうかと思えます。それは細かく調書を見させていただく中で確認していくことになろうかと思えます。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） 18 ページの中学生海外研修に関わっての部分でございまして、次年度へ向けての予算計上等の計画、あるいは現地との結びつきというところについてのご質問だったかと思えます。

学校教育課といたしましてはこれまで議員もおっしゃっていただいたようにですね、これまで積み上げてきたものというものがございまして、是非とも実施する方向で考えていきたいというふうには思っているところではございます。昨年度はもう完全にシャットアウトというか、何もできない状態ではありましたが、向こうからも来る計画があったということは以前もお伝えしたところでございます。私も平成 30 年度になります、まだ当時学校にいたころですね、教育長とともにハワイのほうに行かせていただき、非常に有意義な時間を過ごさせてもらったと感じております。

なお今年度については、ニューバレー校との姉妹校提携、3 年目の区切りということもありますし、現地の旅行会社等がですね、企画しているオンラインでの交流というようなものも模索している段階ではございます。実現に至るかどうかわかりませんが、そういったことも今、考え検討しているところではございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） 先ほど副町長から総括的な答弁がございましたので、ここに苦言をちょっと申し上げたい。実はこの当初予算で組織の改編というと

ところで、企画課、特に光ファイバ網の整備、行政のデジタル化と、こういった旗振りのする課がですね、統廃合された。こういった需要がある中で、組織を改めてやったということで、とにかくアドバルーンを上げられたと。2か月経ってみるとやっぱり足りんと。それを繕うために会計年度任用職員を充てて業務を行うと。これではですね、最初に上げたアドバルーンは何じゃったんだろうかと。組織の合理化改編をいうのもやるからには、やはりスクラップアンドビルドをしっかりとやって耐え忍ばなきゃいけないと思うんです。2か月経ったらやっぱり足りませんでした。これでは当初予算で挙げられた組織の改編はなんだったのかと。このように思うわけです。しっかりと定数管理というのは聞かせていただきました。しかし、中の業務、これらもしっかり取り組んでいかないと人はいくらおっても足りない。まとめるところはまとめる。捨てるところは捨てる。ここをしっかりとやらないと定数の管理にはつながっていかないし、組織の活性化にもつながっていかないと。そういう意味で先ほどの副町長の答弁についてちょっと苦言だけ言わせていただきます。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 7番 藤井議員からの質疑、苦言と言いますか、提言をいただいたところでございます。先ほど私、答弁をさせていただく中でやはり定数管理、これは正職員、会計年度含めましてこれは重要なところでもありますし、かねてよりご指摘もいただいているところでございます。大きな事業を前に途切れなく進めていくということで光ファイバ化、情報系の整理再編等も行わせていただいていた中でございます。全体を見る中で、そちらへの係への優先的な配置、またどうしてもそこで優先的な配置をすれば、限られた人数の中で少なくなる部署も発生してまいるところでもございます。

ご指摘いただきますように、そこを全体で業務を精査をし、棚卸しをしながら耐え忍ばなければならないというご指摘はおっしゃるとおりでございます。受け止めをさせていただかなくてはならないし、これからも留意をすることでというふうにも受け止めさせていただいておるところでもございます。定数また職員が健康に勤務をしていくことでその定数がまかなわれ業務も滞りなく動いていく。体調に異変を感じ、勤務をですね、今、休んでおる職員もい

る中ではございますが、そういった部分、職員の健康管理も含めてご指摘いただきましたように、ひとつ物事を起こし、組織を変えていくためにはそこで十分な業務の分析をし、そしてこれから当面してまいりますDX等も踏まえまして、自動化、またAI等の導入によってですね、事務作業を減らす中で、全体の定数をさらに精査をしていく。そういったところが必要だというふうにご指摘を受け止めさせていただきまして、今後の業務にあたらせていただきたいと思います。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○9番（徳光義昭） 議長。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 先ほどの副町長の今の職員の件ですが、企画のほうで、今年度からは光ファイバをすることということで、委員会で非常に議論したと思うんですよ。職員が大切な補充するということ、ですから

○議長（米重典子） 徳光議員、恐れ入ります。徳光議員。ちょっとお聞きください。補正予算の中身についての質疑でよろしいですか。

○9番（徳光義昭） 企画の職員が、

○議長（米重典子） 一般質問ではありませんので。

○9番（徳光義昭） 厳しいじゃないですか、今の発言は。

少なくなるんですよ。業務がもう増えていくのがわかっって。委員会でも出たように、

○議長（米重典子） 一般質問ではありませんので、補正予算の質疑に戻っていただきたいと思います。

○9番（徳光義昭） 職員が少なくなっていることにつけての大事な年であるということでお考えいただきたい。

○議長（米重典子） 徳光議員、今の質問は補正予算の中身に関する質疑とは離れておりますので、

▼【徳光議員：「(聞き取れない)」】

○議長（米重典子） 補正予算のどの部分についての質疑か。

▼【徳光議員：「いやいや、企画の中で、非常に職員が少ない」】

○議長（米重典子） 企画の中の会計年度任用職員の費用143万2000円の中

身についてでしたら、先ほど答弁はあったと思いますが、またそれ以上の答弁をお求めでしょうか。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） いや、私は職員が増になるのですでしたらよろしいですよ。ですが、減になってまたお金がいるんでしょう。世羅町役場の中にもいろんな今回のデジタルで詳しい職員もおるんで、そちらのほうも回したりして、きちっとしてやっていくということだったでしょう。十分できるんです？頭数がおったらできるという仕事とは違いますよという話も出とるんですよ。そこら非常に、総括的なことで申し訳ないかもわかりませんがね、ものすごく大事な課だろうと思いますし、誰もすぐできん課だろうと思うんで、敢えて言わせてもらいました。

○議長（米重典子） 職員配置等についてはこの補正予算のところでは質疑はできないと思っております。今の会計年度任用職員の採用の関係のことについての答弁でよろしいですか。

▼【徳光議員：「はい」】

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは私のほうで、人事に関わることでございますのでお答えさせていただきます。

冒頭ですね、会計年度任用職員の中途での採用については、ほんと職員もかなり人数が減の中ですね、対応を苦慮してくれております。特に今回新型コロナに関してですね、会計年度任用職員の方にほんとご苦労もいただいておりますし、それぞれの課において減員になったところ、なかなか会計年度任用職員の方も探していくのがですね、たいへんご苦労してます。

その中で今、議員がおっしゃられたのは、光ファイバの側、いわゆるそういった施設整備については町としては人員を充ててきたと。同じ企画の中で定住、自治振興に関わるところにおいては急遽職員が退職しておりまして、そこにはですね、一応会計年度と言うよりも、中ですね、仕事を効率よくやろうということで、もちろん会計年度合わせて地域おこし協力隊職員ですね、対

応してございました。

ただ現状ですね、やっていく中でさらにいろいろと自治振興も進めていくのに人員不足というのはやはりあるということで、中途であるんですけれども、そういった部署にですね、少しそういった配置をさせていただけないものかということで、今回お願いをさせていただいている状況でございますので、光ファイバのデジタル化の部分とはちょっと違いますので。同じ課の中であるんですけれども、係のほうでですね、自治振興、また定住に関わるところの会計年度をお認めていただきたいということで出させていただきます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

▼【藤井議員：「賛成討論します。」】

○議長（米重典子） まず本案に対する反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

それでは次に賛成討論の発言を許します。7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議案第45号の議案に対して賛成の討論をします。

今回の補正予算は新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる協力支援事業や低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、また高速乗合バス乗車料金助成事業など、新型コロナウイルス感染症によるさまざまな影響を受けた事業者や個人の方を支援するものでございます。この支給は非常に急がれ、速やかな予算成立が必要と思ひ賛成の討論とします。

ただひと言申し添えますと、町内に本社を置く事業者や個人の皆さんが元気になる施策の展開を要望したいと思います。たとえば、まち・ひと・しごと創生本部事務局が発表しております地域経済循環マップ、これをみますと、2015年の循環図では、地域経済の循環率が63.7%、2013年では63.8%、2010年では60.1%、このようになっております。地域経済の自立度を示しているもので



ございます。簡単に申し上げますと、町の財政と同じように、この値が低くなるということは他の地域からの流入する所得に依存するという、こういったことでございます。

一方ではこの所得から支出する、支出がですね、地域外に出ていることをまた示しております。したがって地域が稼いだ儲け、この総額を増やすことが大切に思うわけでございます。生産すること、付加価値総額が地域内に環流する施策の期待を持っております。地域が元気になる施策の展開を申し添え賛成の討論といたします。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

従って、議案第 45 号 令和 3 年度 世羅町一般会計 補正予算（第 2 号）は 原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、6 月 14 日 午前 9 時 0 0 分から、「開会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

---

散 会 1 1 時 3 7 分